

令和3年5月31日

緊急事態宣言の延長に伴う公共施設の利用について

令和3年5月31日（月）（午前11時00分から午前11時50分まで）に国立市健康危機管理対策本部会議を開催し、緊急事態宣言の延長に伴う主な公共施設の利用について下記のとおり決定いたしました。

記

1 決定事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都の要請に準じた対応を行うほか、20時以降の不要不急の外出自粛にあわせて、20時以降の施設利用についても自粛をお願いするよう広報していく。また、個別の詳細については、対象施設の使用状況や他市の状況等を勘案して所管部署で判断していくものとする。

2 主な公共施設の利用について

国立市健康危機管理対策本部会議で協議された主な公共施設の利用については、下表のとおりである。

※下線部は前回からの変更点

施設名	利用状況
国立市公民館	開館
くにたち中央図書館 北市民プラザ図書館	開館
くにたち市民芸術小ホール	開館（収容率は50%）
くにたち市民総合体育館	<u>6月1日（火）から収容率を50%として開館する。</u>
学校開放	<u>6月1日（火）から利用を再開する。</u>
くにたち郷土文化館	開館
集会所	開館
公園	利用は可とするが、公園での飲酒については禁止を依頼する。

以上